

JSCA 建築構造士と建築士制度

JSCA 建築構造士とは？

構造計算書偽装問題への対応として、平成 18 年臨時国会で成立した「建築士法等の一部を改正する法律」は平成 18 年 12 月 20 日に公布され、一部を除き平成 20 年 11 月 28 日に施行されました。

建築士法の改正により創設された、構造設計一級建築士講習は平成 20 年に見なし講習、その後、平成 20 年度、21 年度の本講習が実施され、講習修了者約 8,300 名の構造設計一級建築士が誕生しています。

(社)日本建築構造技術者協会では、建築士法改正以前から、民間の団体資格ではありますが、建築構造士の認定試験を行っていました。今回の建築士法改正により講習および修了審査で認められた構造設計一級建築士資格が、JSCA 建築構造士の資格要件となりました。したがって、「JSCA 建築構造士」は、構造設計一級建築士であり、かつ以下の資質を兼ね備えたプロとして認められることになりました。

「構造設計一級建築士に要求される実務遂行能力に加え、協会認定専門家として一般社会に対して構造設計のあり方などについて明確に説明ができること、構造設計者の職能向上に寄与する活動を行えることなど、構造設計者のリーダーとしての能力を有する者」

- ①基本計画から実施設計まで取り纏める能力がある
- ②構造に関する工事監理も担える
- ③設計意図を建築主、建築家、施工者に説明できる能力
- ④「倫理規定」、「建築構造設計規範」を遵守できる

新・建築士制度の概要

参考に今回の建築士制度見直しの概要(国土交通省、新・建築士制度普及協議会発行のパンフレットより抜粋)を、以下に示します。

1 建築士の資質・能力の向上

●建築士試験の見直し

①受験資格の見直し(学歴要件)

建築士試験の受験資格について、「所定の学科卒業」という従来の要件から、「国土交通大臣が指定する建築に関する科目を修めて卒業」という要件に変更されます。

②受験資格の見直し(実務経験要件)

建築士試験の受験資格である実務経験要件について、「建築に関する実務経験」という従来の幅広い要件から、「設計・工事監

理、建築確認、一定の施工管理」等の、設計・工事監理に必要な知識・能力を得られる実務に限定されます。

③一級建築士試験内容の見直し

学科試験に関し、現行の学科 I (計画) について、「計画」と「環境・設備」の 2 つの科目に分離し、合計 5 科目とします。具体的な科目及び科目ごとの設問数は、法規、構造が 30 問、施工 25 問、計画、環境・設備が 20 問となります。

「設計製図の試験」に関し、現行の設計課題に加え記述・図的表現などの手段により、構造設計や設備設計の基本的な能力を確認する出題を行います。

●定期講習制度の創設

建築士事務所に所属する建築士に対し、3 年ごとの定期講習の受講が義務づけられます。

2 団体による自律的な監督体制の確立

都道府県の建築士事務所協会、日本建築士事務所協会連合会が法的に位置づけられ、苦情解決、研修等を実施します。

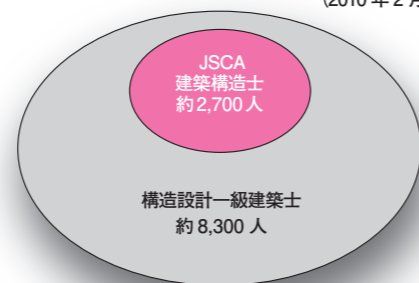
3 業務報酬基準等の見直し

設計・工事監理等における標準的な業務量を定めた業務報酬基準(告示 1206 号)の見直しを行い、平成 21 国交省告示 15 号として平成 21 年 1 月 7 日に公布、即日施行されています。

4 工事監理業務の充実

工事監理業務に関し、工事監理ガイドラインが 2009 年 9 月 1 日に策定されています。(橋本康則)

JSCA 建築構造士と構造設計一級建築士の割合
(2010 年 2 月)



JSCA 建築構造士登録証(サンプル)



03 構造計算

